資料１

令和元年度大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会　報告書骨子案

「大阪府における相談支援にかかる人材育成の充実について（仮称）」

【構成】

◆はじめに

第１章　相談支援専門員の役割について

１　障がい者ケアマネジメントの担い手としての意義・役割

（１）大阪府における相談支援の現況

（２）相談支援の内容

（３）相談支援体制

（４）相談支援の基本方針と障がい者ケアマネジメント

（５）ケアマネジメントの機能と構成

２　権利擁護・虐待防止の視点

３　アセスメントの重要性について

（１）利用者本人の意思決定、或いは家族による決定を尊重した対応

（２）障がい者ケアマネジメントの担い手としての相談支援専門員のアセスメント

（３）地域における生活支援

（４）利用者本人の生活の質を高めるための支援

➢大阪府における相談支援専門員、障がい者やその家族等との信頼関係を構築し、障がい者の生活のみならず、人生を支援する専門職であること、また、障がい者ケアマネジメントの担い手としての力を備えておくことが必要な旨を記載。

➢府内の相談支援の現況を理解してもらうため、府が実施している「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果」の概要を記載。

➢「権利擁護、虐待防止の視点」は、大阪府として特に重視する取組みであるため、項目を立て、「利用者の人権を尊重し、支援者主体とならない支援」について、記載。

➢「相談支援体制」に、自立支援協議会における相談支援専門員（新たに創設された主任相談支援専門員を含む）の役割についても記載。

➢アセスメントの重要性については、以下の視点を盛り込んだ内容とする。

〇自己決定の尊重

〇アセスメント

・インテーク、初期状態の把握、アセスメント、具体的ニーズの把握

・アセスメント力の効果検証　・サービス等利用計画作成プロセスにおける利用者との信頼関係

・サービスや制度にかかる知識、相談にかかる技術、ネットワーク形成能力

〇地域における生活支援（インフォーマルを含めた支援）

〇エンパワメントの視点（利用者本人の生活の質を高めるための支援）　　　等

第２章　相談支援従事者養成の充実について

１　国における相談支援専門員の研修制度の見直しについて

２．大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン

・人材育成ビジョン

〔相談支援専門員に求められる力（相談支援人材育成指標）〕

３．大阪府における今後の相談支援従事者研修について

①　相談支援従事者初任者研修 （内容及びカリキュラム）

②　相談支援従事者現任研修 （内容及びカリキュラム）

③　主任相談支援専門員養成研修 （内容及びカリキュラム）

➢相談支援専門員の研修制度の見直しについて、研修体系図や標準カリキュラム等を記載

➢人材育成ビジョン（案）をブラッシュアップした内容（文言整理、研修体系イメージ図）を記載

➢新カリキュラムに対応した「大阪府版相談支援従事者研修カリキュラム」を記載

第３章　相談支援専門員の養成・定着への取組み

１　市町村における取組み

大阪市／堺市／豊中市／大東市／貝塚市

２　大阪府の役割と相談支援専門員等への支援

（１）大阪府の障がい者自立相談支援センターが実施する相談支援専門員の専門コース別研修

①　指導者養成（ファシリテーション）コース

1. テーマ別研修

（２）市町村に対する支援

* 1. 相談支援の関係機関の役割分担
  2. 府内の状況把握及び先行事例等の紹介
  3. 大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業
  4. 地域自立支援協議会情報交換会の実施
  5. 市町村障がい福祉担当の新任職員研修の実施

➢相談支援の質を向上させるための人材育成の取組みとして、市町村及び府の取組みを記載。

➢市町村における取組みについては、大阪府が実施した「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果」を参考に、人材育成に取り組む市町村を選定し、好事例として紹介。

➢大阪府の取組みについては、府の役割のほか、専門的知識や技術習得のための専門コース別研修や、市町村に対するバックアップしている支援内容を記載。